## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(変更)

平成30年5月2日

宮若市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
		0		市内全域	無	平成27年度 ~ 平成31年度	宮若市エコロジー農 業の会